

第3編 基本計画

みんなで作る加東 きらめき★プラン



- 基本計画の構成 62
- 基本計画の読み方 63
- 第1章 『文化』未来を拓く人を育む 文化のまち 64
- 第2章 『安全』人と自然が調和した 安全なまち 78
- 第3章 『安心』健やかで心がふれあう やさしいまち 92
- 第4章 『活力』魅力ある資源を活かした 誇りのもてるまち… 112
- 第5章 『快適』暮らしと憩いが響きあう 心地よいまち…… 122
- 第6章 『協働』多様なきずなが織りなす 協働のまち…… 134
- 第7章 『実現に向けて』まちづくりの目標を支える
自主自律の行政経営 144

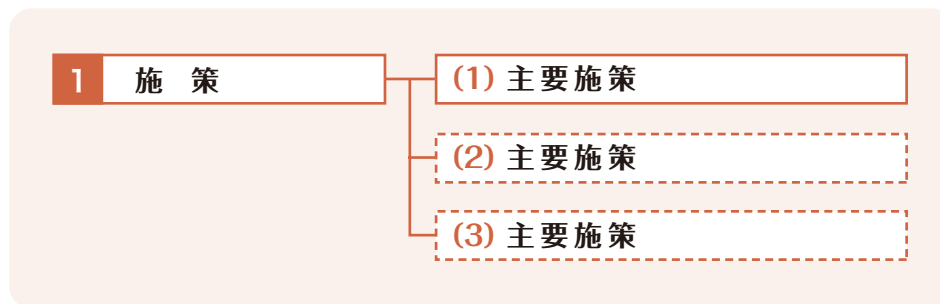
基本計画の構成

以下に、まちづくりを進める基本計画の施策体系を示します。基本計画は、まちづくりの目標を具現化する施策体系であり、それに沿って具体的な方策・対策を示す手段を表しています。基本計画は7つの章から成り、第1章から第6章は、まちづくりの目標を掲げ、これらの実現を支える行政経営方針を第7章に位置づけています。



第〇章 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のまち

■ 施策体系を表で示します。



1 〇〇〇〇〇〇〇〇 施策名を示します。

■（1）〇〇〇〇〇〇〇〇 主要施策名を示します。

[施策の方針]

- まちづくりの目標を実現する施策の取り組み方、進め方の方針を示します。

[現状と課題]

- まちづくり分野を取り巻く社会環境などの現状認識と本市のこれまでの取り組み、今後想定される方向性や課題について整理します。

[施策の展開]

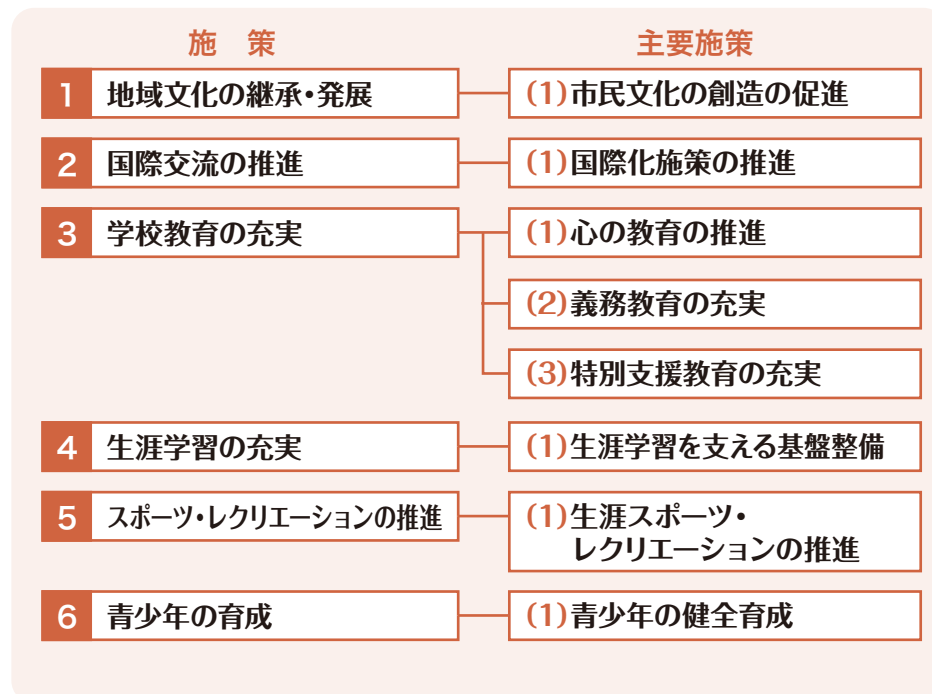
基本事業	事業の内容
施策を構成する基本事業を示します。	● 施策を実現する具体的な事業の展開方針を示します。

[主要事業]

- 基本事業を展開する主要事業を示します。(平成20年4月時点)

第1章 文化 未来を拓く人を育む 文化のまち

■ 施策体系



1 地域文化の継承・発展

(1) 市民文化の創造の促進

[施策の方針]

- 文化を身近なものと感じることができるよう、活動の機会と場所づくりを進め、市民の文化活動を支援します。
- 貴重な文化資源に市民が誇りと愛着をもてるよう内外にその魅力を発信します。
- 歴史、伝統、民俗、行事など魅力的な文化資源を地域住民とともに積極的に保存・活用し、次世代に継承します。

[現状と課題]

- 自由時間の増大や生涯学習社会の進展により、生きがいのある生活や文化への関心が高まり、文化性の高い地域社会の創出やゆとりとうるおいのある都市空間の形成など、都市の文化的環境の向上が求められています。
- 市内には3つの文化会館があり、多様な市民の文化活動に活用されていますが、市の財政面では非効率となっています。
- 現状では文化遺産などの知名度は低く、本来の価値を低下させている可能性があるため、これらの価値を再評価し、地域の貴重な財産として保護、伝承することが望まれます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
文化創造活動の場や機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●既存施設を活用した芸術文化の創造 ●現状の文化施設の利用形態別の統廃合 ●市民の自主的な文化活動の奨励 ●芸術・文化団体の活動の支援
文化交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館における多分野の文化団体に対する公平な発表機会の提供 ●文化会館の魅力ある事業運営と健全な運営
文化遺産の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ●世界のオンリーワンをめざした地域の伝統文化の保護や伝承 ●CATVやインターネットなどを活用した市民による地域の伝統文化の発掘、評価、情報発信
グループや人材の育成・連携	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史・伝統文化を継承する後継者の育成

[主要事業]

- 文化祭事業 ●美術展事業 ●文化振興事業 ●文化育成事業
- 住民参加型文化振興事業 ●文化財保護事業 ●伝統文化保存事業

2 国際交流の推進

(1) 国際化施策の推進

[施策の方針]

- 3つの姉妹都市との友好関係や留学生など在住外国人との交流をより発展させ、意見交換や各種交流事業を展開し、まちづくりに活かします。
- グローバル化の時代に即した施策を実施し、市民の国際化の啓発と多文化共生社会の形成を進めます。

[現状と課題]

- ワシントン州オリンピア市、同シェラン市、カリフォルニア州ホリスター市の3都市と姉妹都市提携を結んでおり、一般市民や青少年の相互訪問など、教育・文化の面での友好親善交流を行っています。この関係をより発展させ、まちづくりに活かすことが望まれます。
- 社会経済活動のグローバル化が進む中、本市にもさまざまな国籍の留学生や就労者などが居住していますが、在住外国人に対する施策として、多文化共生に即したまちづくりを検討する必要があります。
- 兵庫教育大学の立地により留学生が多く在住し、さまざまな事業を通じて市民との交流を図っていますが、まだ十分浸透しているとはいえません。そのため、留学生と市民との交流を一層進め、留学生の活躍の場と帰国後のネットワークを整備する必要があります。
- 国際交流協会では、姉妹都市交流と留学生との交流を2大柱に充実した事業展開を行っていますが、あらゆる分野で国際化が進む中、時代に即した国際理解、国際親善を深める市民の国際交流活動を支援する必要があります。

【施策の展開】

基本事業	事業の内容
国際理解を推進するための啓発・学習・教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際理解を深める啓発活動の促進 ● 外国の学校との文通やインターネットによる国際理解教育の促進
外国人市民支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 多言語による情報提供の促進 ● 保健、医療、福祉、教育、住宅、防災、まちづくりなど、あらゆる分野での国際化の視点を踏まえた施策展開
行政の国際化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 姉妹都市との人・教育・文化レベルの友好親善交流の発展
国際交流・国際協力の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 姉妹都市との教育、文化、スポーツ、産業などの交流活動の充実 ● 兵庫教育大学などに在籍する留学生との交流の発展
市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育、文化、スポーツなど多様な交流活動の支援

【主要事業】

- 多文化共生まちづくり事業
- 姉妹都市間交流の充実
- 留学生との交流の充実



3 学校教育の充実

(1) 心の教育の推進

[施策の方針]

- 体験的な学習を通して、子どもたちの自然を大切にする心や他者を思いやる心などの醸成に努めます。
- 体験活動を取り入れた道徳の授業に取り組むとともに、家庭や地域と連携して「命の大切さ」を実感させる心の教育を推進します。

[現状と課題]

- 体験的な学習は、自然への畏敬の念や他者を思いやる心の醸成など、人間形成につながっています。
- 人間として、よりよく生きるための基本的な心構えや行動の仕方について、道徳の授業の中で体験的・実践的な活動を通して学んでいます。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
体験学習の推進	● 自然学校、トライやる・ウィーク [※] などの体験的な学習による自然を大切にする心や他者を思いやる心などの醸成
道徳教育の充実	● 自然・社会体験や性教育などを通して、子どもたちに仲間と共に生きる喜びと自他の命を大切にする心の醸成 ● 人権や公共性など人間として必要な基礎的資質を高める道徳学習の充実

[主要事業]

- 小・中学校体験学習の推進
- 子どもの心に響く道徳教育の充実

※トライやる・ウィーク

兵庫県内の中学2年生を対象として、1998年度から実施されている職場体験。1週間、時間的・空間的なゆとりを確保し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重したさまざまな体験活動を通して、「生きる力」の育成を図る。

(2) 義務教育の充実

[施策の方針]

- 児童生徒が、ゆとりのある充実した学校生活を通じて基礎・基本の学力を習得するとともに、個性や能力を伸ばし、自ら学び自ら考える力を高める学習を推進します。
- 教職員の資質向上を図るための研修を充実するとともに、児童生徒のニーズにあった教材などを精選することにより、学習意欲を高め、特色ある魅力的な学校づくりを推進します。
- 児童生徒の問題行動や不登校などについて、学校と家庭、地域社会が連携し、早期発見、早期解決に努めます。
- 学校と家庭、地域社会が連携を強化して、児童生徒の活動や体験の場を確保し、より開かれた学校づくりを推進します。

[現状と課題]

- 英語科授業において、英語担当と英語指導助手(ALT[※])との連携を深め、子どもの基礎学力の向上を図っていく必要があります。
- 教職員の資質向上を図るため、教育ニーズや課題を踏まえた研修を充実する必要があります。
- 児童生徒の問題行動への早期対応・早期解決を図るため、学校・教育委員会と警察などの関係機関が十分に連携する必要があります。
- 老朽化した施設の整備を計画的に進める必要があります。
- 教具や備品について、必要性の高いものを精選し、計画的に購入していく必要があります。
- 不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細やかな支援を行うため、学校・教育委員会とカウンセラーなどとの連携を十分に図る必要があります。
- 公民館などと連携し、歴史・文化に関する体験活動や地域における芸術文化活動などを行う必要があります。
- 「開かれた学校づくり」を推進するため、家庭や地域の意向を把握している学校評議員などを学校運営に活かしていく必要があります。

※ALT

日本の学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手(Assistant Language Teacher)の略語。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●英語担当とALTとが連携した親しみやすくわかりやすい英語教育の提供 ●心豊かな人間性を育む道德教育などの充実
義務教育の推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒のニーズにあった教材などの購入 ●スクールカウンセラー[※]、適応教室相談員[※]、介助員、生活相談員などの配置
学習指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的・基本的な学力を身につけるための学習指導の実施 ●総合的な学習を契機とした地域の人材の活用 ●児童生徒の自ら学び自ら考える力の向上 ●教職員の資質向上のための研修の充実
生徒指導・進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校、いじめ、問題行動に対応するための教育相談や適応指導教室などの充実、学校と家庭、地域社会との連携強化 ●進路に関する啓発的な体験活動を通じたキャリア教育の推進と生徒の進路意識の高揚
健康管理指導・保健体育指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的な体力や健康な生活様式を身につける健康教育の充実 ●栄養バランスのとれた給食の提供
教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化した施設の計画的な整備
良好な教育環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●教育水準や内容の向上 ●児童生徒を取り巻く諸問題への対応を図るための調査や研究、研修、教育情報の収集や提供、教育相談などの充実
家庭・地域との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●歴史・文化に関する体験活動の実施や地域における芸術文化活動などへの参加 ●学校評議員やオープンスクール[※]を活用した「開かれた学校づくり」などを通じた地域に信頼される学校づくりの推進 ●兵庫教育大学との連携による質の高い教育・学習環境の充実

※スクール
カウンセラー

不登校や校内暴力、いじめなどへの対策として、文部科学省が小中高校への配置を進めている。学校におけるカウンセリングなどの教育相談機能の充実を図るため、臨床心理士や児童生徒のカウンセリングについて、高度な専門知識と経験を有する外部の専門家（臨床心理士、精神科医などの資格保有者）を学校に配置するもの。

※適応教室相談員

不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導などを組織的・計画的に行う。

※オープンスクール

授業をはじめ給食や掃除、部活動など学校の教育活動のありのままの姿を、保護者や地域の人々に公開する取り組み。保護者や地域の人々に学校を身近に感じてもらい、「開かれた学校づくり」を一層推進する。

[主要事業]

- 児童生徒の学習指導の充実 ●総合的な学習の時間の充実
- 教職員研修の充実 ●生徒指導の充実 ●不登校児童生徒への支援事業
- 学校体育・健康教育の充実 ●学校施設等整備事業
- 地域に開かれた学校づくり



※**スクール
アシスタント**

ADHD(注意欠陥・多動性障害)などにより、行動面で著しく不安定な児童が在籍する学級への支援のほか、暴力行為などの問題行動や不登校などに対応するため、小学校に配置する補助員。

(3)特別支援教育の充実

[施策の方針]

- 特別支援を必要とする児童生徒一人ひとりの課題に対応するため、体験を重視した学習指導を進めるとともに、広く交流を図り、相互の理解と共生を深める教育を推進します。

[現状と課題]

- 特別支援を必要とする児童生徒の増加に対し、スクールアシスタント[※]などが不足しています。
- 児童生徒一人ひとりへの対応についての研修を行い、教育内容の充実に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育など幅広い分野の連携や関係機関との連携を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の研修や教育内容の充実 ●保健、医療、福祉、教育など幅広い分野の連携 ●児童生徒の障害のある子(人)への正しい理解と認識を深めるための取り組みの推進 ●施設整備など教育環境の充実

[主要事業]

- 児童生徒への特別支援の充実
- 校内支援体制の充実

4 生涯学習の充実

(1) 生涯学習を支える基盤整備

【施策の方針】

- 生涯を通じて学習できる場と機会を誰もが利用でき、学習した成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに取り組むとともに、地域活動の担い手となるグループや人材の育成に努めます。
- 公民館やコミュニティ施設などの社会教育施設を効率的に運用するとともに、生涯学習に関する情報の収集と提供に努めます。
- 市民の「読みたい」「知りたい」「楽しみたい」といった生活要求に応え、誰もが利用しやすく、暮らしに役立つ図書館運営に努めます。

【現状と課題】

- 高度情報化や国際化により、新しい知識や技術の習得、情報の主体的な活用や多文化を理解するニーズが高まっています。
- 個人の生涯学習に対する意識は高まっており、さらに学んだことを社会に還元できる仕組みの構築や運用の充実が求められています。
- 3つの公民館の運営管理費、老朽化などによる施設維持費の増大などに対処し、効率的な管理運営を行う必要があります。
- 学習の場と機会の情報を収集・提供し、多くの参加者の確保に努めていますが、今後とも継続的で魅力的な情報サービスを提供することが求められています。
- 市民のニーズに対応した図書館サービスを提供していますが、より一層のサービスの向上をめざしていく必要があります。



[施策の展開]

基本事業	事業の内容
学習の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 公平な学習の場の確保と提供 ● 社会教育施設の機能と立地条件を踏まえた施設の体系化と効率的運用 ● 図書館運営の充実と均質な図書館サービスの展開
学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の情報収集と提供 ● 図書館資料や資料提供の充実、誰もが利用しやすく、暮らしに役立つ図書館の運営 ● 市民の自己学習の援助や子どもの読書への支援
学習内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の多様なニーズに応えられる学習内容の充実
グループや人材の育成と学習成果の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● PTA、婦人グループや自主学習サークルへの情報提供や相談機能の充実 ● 女性、高齢者、団塊世代など生涯学習などで学ぶ人を、学習や地域活動の担い手として発掘・育成する取り組みの推進 ● 積極的な参加を促し、学んだことを社会に還元できる仕組みの構築と運用

[主要事業]

- 社会教育充実事業
- 図書館基本計画策定・推進
- 図書館充実事業
- 青少年対象事業
- 成人対象事業
- 社会教育団体育成事業
- 文化団体育成事業



5 スポーツ・レクリエーションの推進

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

[施策の方針]

- あらゆる世代の市民が、気軽にスポーツやレクリエーション活動に親しむことができるよう、各種スポーツ団体と連携して、事業の充実や指導者の養成に努めます。
- 各種スポーツ組織の育成や活動支援を積極的に行い、自主的で活発な活動を促進します。
- 市民のニーズに合った体育施設の整備などを計画的に推進し、目的や機能別にネットワーク化して、市民の利便性の向上と施設管理の効率化や維持管理費の削減に努めます。

[現状と課題]

- 地区親善ソフトボール大会や市民体育祭などの各種大会を開催することにより、コミュニケーションを深めるとともに、健康体づくりを促進しています。
- 生涯スポーツ指導者研修会や講習会を開催することにより、指導者の確保と資質向上が図られていますが、市民のスポーツ・レクリエーションへの目的や活動内容が多様化する中、地域における日常型の指導者の育成が求められています。
- スポーツ賞の表彰や賞賜金の交付により、競技スポーツ参加者の資質向上が図られ、市民のスポーツへの関心が高まっています。
- スポーツクラブ21における市内9クラブの推進・運営などは、各クラブの自主性に委ね、体育協会や陸上競技協会の運営についても、行政主導から市民の意思による、より自主的な活動へ移行していくことが求められています。
- 合併により施設が充足している反面、維持管理の負担が大きくなっています。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
生涯スポーツ・レクリエーション活動の機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ教室や競技大会など多様な機会の提供 ●情報提供体制の整備や相談事業の充実 ●体力の向上や健康づくりなど目標をもった取り組みの推進
グループや人材の育成と指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●各種スポーツ団体やグループの育成 ●地域に密着して活動しているグループのリーダーや専門的技術をもった指導者の養成や確保
スポーツ施設などの整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校体育施設の地域への開放 ●既存のスポーツ施設の機能充実

[主要事業]

- 市民体育祭
- 地区親善バレーボール大会
- 地区親善ソフトボール大会
- マラソン大会
- スポーツ教育・講習会事業
- スポーツクラブ21推進事業



6 青少年の育成

(1) 青少年の健全育成

[施策の方針]

- 家庭、学校、地域、関係機関が一体となって、青少年が健やかに育つ環境づくりを推進します。

[現状と課題]

- 少年の非行事案の凶悪化、低年齢化などに対する市民の関心も高く、青少年補導委員を中心に、昼夜の非行防止活動に積極的に取り組んでいます。
- 青少年補導委員が中心となり、定期的に青少年を取り巻く環境の実態調査を行い、有害環境を誘引する業者の指導に努め、環境の浄化に努めています。
- 青少年や青少年を抱える親を対象とした相談体制が弱いため、体制の充実を図る必要があります。

[施策の展開]

基本事業	事業の内容
少年非行の防止と環境浄化	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年補導委員や地域見守り隊[※]などのボランティア組織との連携強化 ●青少年補導委員会と関係機関の連携による少年非行防止対策の充実 ●青少年を取り巻く環境の定期的調査による実態把握と業者指導
青少年の自立心・連帯感の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における青少年の社会参加の促進 ●ボランティアグループなど青少年団体の育成や支援、リーダーの確保や育成 ●多世代交流による健全育成活動の促進
相談・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学校や関係機関と連携した問題行動の早期発見と相談体制の充実 ●各種問題行動に関する講演会や研修会の開催など問題解決に向けた指導者の育成

※地域見守り隊

子どもたちを犯罪から守るため、地域のボランティアによって、子どもたちが安全に下校したり遊んだりできているか、パトロールしてまわる取り組み。

[主要事業]

- 街頭活動の実施
- 青少年活動助成事業
- 指導者育成事業
- 相談指導体制の整備